平成２２年（フ）第８５号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目３番11号
債務者　緒方かず子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県中間市通谷２丁目５番27号
債務者　田中　誠香（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００号
北九州市若松区宮前町11番19号
債務者　國武　一也
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２０号
北九州市八幡東区枝光３丁目２番２号　刀根ビル
債務者　河野かず子こと　河野カズ子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９号
沖縄県那覇市古島２丁目27番地３　うるか荘202
債務者　砂川　淳徹
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５号
北海道岩内郡岩内町字栄205番地の６
債務者　加藤　　修
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第７号
福島県西白河郡矢吹町八幡町40番地３
債務者　内藤　睦雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第２２号
神戸市灘区灘北通４丁目５番５号
債務者　野上　安治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２３号
神戸市灘区灘北通４丁目５番５号
債務者　野上　芳美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７１号
神戸市北区有野中町４丁目19番14―801号、申立時の住所神戸市北区鹿の子台南町４丁目39番20号
債務者　伊木　雅子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２７号
神戸市兵庫区東山町３丁目１番８号東山ハイツ10―D、従前の住所京都府向日市寺戸町東野辺43番地の３
債務者　山尾　勇輔
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番510―403号
債務者　佐藤　幹子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
神戸市東灘区深江北町４丁目11番６―606号
債務者　上田千鶴子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１号
神戸市長田区大日丘町１―３―16、外国人登録済証明書上の住所大阪市生野区田島５丁目22番12号
債務者　桃原哲豪こと　李　　哲豪
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４号
神戸市東灘区向洋町中１丁目14番地イーストコート２番街レジデンス1405号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の８
債務者　平野江利子（旧姓長澤）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５号
神戸市中央区神仙寺通４丁目３番11―508号
債務者　山田　由紀
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
神戸市東灘区深江北町４丁目８番19―801号
債務者　吉田　千里（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部